

令和8年度離職者等職業能力開発事業 (宅地建物取引士コース)に係る業務概要

- 1 職業訓練を委託する産業技術専門校
愛媛県立愛媛中央産業技術専門校（松山駐在）
 - 2 職業訓練を委託する訓練コース
宅地建物取引士コース
 - 3 委託する訓練概要
 - (1) 訓練期間 4か月以内
 - (2) 訓練時間 416時間以上
 - (3) 訓練内容 宅建業法、民法等の法律に関する知識や不動産業務、建築業務に関する知識を習得。また、現場実習による実務とビジネスマナー、コミュニケーション技能を習得。宅地建物取引士資格取得と経験により関連職種への就職を目指す。
- 注・ 1日の訓練時間は、6時間を標準とする。
- ・ 入校式及び修了式・オリエンテーションは、訓練時間に含めない。
 - ・ 就職支援
1か月当たり4時間については就職支援に係る内容（履歴書の書き方、面接のロールプレイング等）とする。
就職支援の時間については、必ず1か月ごとに4時間を確保すべきものではなく、訓練期間を通して調整することができる。
 - ・ 「訓練をすべき日数」の定義
訓練期間の日数のうち、日曜日、国民の祝日、その他以下に示す教育訓練機関が定める休日を除いた日数とする。
 - ア 定期的な休校日（週1日程度、月5日まで）
 - イ お盆等に係る夏季の休校日（8月13日～15日の3日間 振替可）
 - ウ 年末年始に係る休校日（12月29日～1月3日の6日間）
 - エ 創立記念日に係る休校日等
- 4 訓練対象者
公共職業安定所長の職業訓練受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者（離職者等で就職するために職業訓練の受講が必要と認められた者）
 - 5 定員、訓練実施時期及び訓練対象地域
 - (1) 定員 15名
 - (2) 訓練実施時期 令和8年7月3日(金)～令和8年11月2日(月)
 - (3) 訓練対象地域 松山市及び周辺地域
 - 6 カリキュラム
訓練カリキュラムについては、別添1の標準カリキュラムを基に受託者が案を作成する。

7 託児サービスの提供

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準（令和 6 年 3 月 29 日付けこども家庭庁育成局長通知こ成保第 206 号）を満たしているもの）における託児サービス提供機関を確保すること。

(1) 託児サービスの提供内容

訓練時間中及び休憩時間中に、認可外保育施設指導監督基準を満たす保育内容を提供すること。1 コースにつき 2 名程度とする。

(2) 託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

ア 施設内託児サービス

訓練を実施する機関の施設内において、訓練実施機関が委託により託児サービスを提供する。

イ 施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、訓練実施機関が委託により、託児サービスを提供する。

この場合、原則として受講者自らが施設外託児サービス提供場所まで児童の送迎を行う必要があること。

また、施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な適切な距離にある場所であること。

(3) 託児サービスの提供に関する詳細及び提出書類については、別添 2 「託児サービスの提供について」によること。

8 委託額（訓練生 1 人当たりの税込月額）

(1) 訓練実施委託費 一般競争入札により決定

訓練実施委託費の額は、1 月当たりの訓練時間数が 100 時間以上のものについて、月額単価とする。1 月当たりの訓練時間が 100 時間未満のものにあつては訓練時間の割合で案分する。

※ 算定方法等詳細については、業者決定後提示する。

(2) 訓練を実施した結果の就職支援成功報酬として就職率に応じた以下の経費を加算

就職率 <u>60%未満</u>	<u>0円（支給なし）</u>
<u>60%以上～80%未満</u>	<u>11,000円</u>
<u>80%以上</u>	<u>22,000円</u>

就職支援経費の対象となる就職者は、訓練修了後 3 か月以内に就職又は内定した者のうち、一週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、かつ「雇用期間の定め無し」又は「4 か月以上」の雇用期間により雇い入れられた者及び自営を開始した者とする。

※ 就職支援成功報酬は、3 か月後の当該訓練の修了生等に関する就職率より判断

修了生のうちの対象就職者 + 対象就職による途中退校者

対象就職率＝
$$\frac{\text{対象就職者} + \text{対象就職による途中退校者}}{\text{訓練修了生} + \text{対象就職による途中退校者}}$$

訓練修了生 + 対象就職による途中退校者

(3) 託児サービスに係る委託費 上限 72,600円

託児サービスに係る委託費の単価は、個々の積み上げによる実費とし、上記金額を上限として訓練実施経費に付加する。

別添1

標準カリキュラム（知識習得訓練）

宅地建物取引士コース

	訓練内容	訓練時間
1	宅建業法	416時間以上
2	民法	
3	法令上の制限	
4	関連知識	
5	まとめ演習	
6	パソコン基本操作	
7	OS基本操作	
8	インターネット活用	
9	Word演習	
10	Excel演習	
11	就職支援に関すること(ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、コミュニケーション技法、面接の受け方、待遇等の訓練生の就職支援に関すること)	

託児サービスの提供について

1 託児サービスの提供内容

訓練期間中及び休憩時間中に、児童福祉法に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省第1号）を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日付けこども家庭庁成育局長通知こ成保第206号）を満たす保育内容を提供する託児サービス提供機関を確保すること。

託児サービス利用者は1コースにつき2名程度までとする。

2 託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

ア 施設内託児サービス

訓練を実施する機関の施設内において、訓練実施機関が委託により託児サービスを提供する。

イ 施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、訓練実施機関が委託により、託児サービスを提供する。

この場合、原則として受講者自らが施設外託児サービス提供場所まで児童の送迎を行う必要があること。また、施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な適切な距離にある場所であること。

3 託児サービス提供機関の選定

(1) 託児サービス提供機関の選定基準

次の①～④の基準について、いずれにも該当する機関であること。

① 児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。

ア 保育所（保育所型認定こども園を含む。）（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。）

イ 小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

ウ 家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

エ 幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。）

オ 認可外保育施設（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む。）（認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。）

カ 一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。）

② 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に参加すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。

③ 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

④ ①～③のほか、県又は市において別途基準等を定めている場合は、これを遵守すること。

- (2) 託児サービス提供機関の選定に当たり、「認可外保育施設指導監督基準チェック表」の提出及び愛媛県知事が証明する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を求める等、託児サービス提供機関として適当と認められるか否かの確認を実施すること。

4 受託機関における託児サービス提供機関の確保

- (1) 託児サービスの提供を条件とする。
- (2) 受託機関においては、上記1の要件を満たす託児サービス提供機関を選定すること。選定に当たっては、常に託児の受け入れ可能な託児サービス提供機関を確保することが望ましいが、困難な場合には空きがある場合に受け入れ可能な託児サービス提供機関でも可とする。
- 受託機関は、託児サービス提供機関の確保に当たり同機関に対して、託児は訓練を受託できた場合であること、訓練開始時期・期間、訓練開始までに受講生の募集期間が約1～2か月あること、利用希望者がいなかった場合は、託児サービスが中止となることをあらかじめ説明した上で、了解した機関を選定すること。
- (3) 受託希望者は、応募に際し、託児サービスに係る以下の書類を提出すること。
- ① 託児サービスの内容及び提供施設の概要等、施設の位置図及びリーフレット等の資料
 - ② 認可外保育施設指導監督基準チェック表及び愛媛県知事等が証明する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」
 - ③ 託児サービスに係る傷害保険、賠償責任保険等の加入証明書の写し
 - ④ 託児サービス提供に係る所要経費見積書
- (4) 訓練を受託した受託機関は、訓練生募集開始日までに託児サービス提供機関に対し託児の空きの有無を確認し、専門校に報告すること。

5 託児サービスの利用対象者

就学前の児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者

なお、就学前の児童とは、就学前の児童とし、次のア・イに分類されること。

ア 乳児：満1歳に満たない者

イ 幼児：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

また、児童のうち、障害児等、特にケアが必要な児童についても、託児サービス提供機関において対応が可能な場合には、受講生募集の際に周知すること。

6 託児サービスの利用料

保護者（訓練生）の託児サービス利用料は、無料とすること。

毎月の保育料とは別に初回時のみ必要となる入会金や入園料といった金額についても、委託費に含め、保護者（訓練生）から徴収しないこと。

また、食事・軽食（ミルク・おやつを含む。）代等については、原則として委託費の対象外で保護者（受講者）の負担とするが、託児サービス提供施設の利用料に含まれ区分できない場合には、委託費に含めることができることとする。

7 託児サービス内容の説明

託児サービス提供内容、保護者（受講者）の負担となる実費分については、受講者募集等の際に必ず書面において受講者に周知すること。託児サービスの利用者に対して、提供される託児サービスを利用するための契約内容及びその履行に関する事項について説明し、契約内容を記載した書面を託児サービス利用希望者に交付すること。

（書面交付事項）

- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 当該サービスの提供につき受講者が支払うべき額に関する事項
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 施設の管理者の氏名及び所在地
- ・ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

- ・ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 受講者から苦情を受け付ける担当職員及び連絡先

8 託児サービスの実施に係る報告等

受託機関は、託児サービス提供機関に日誌作成を依頼の上、毎月報告を受けること。
報告を受けた受託機関は、専門校に日誌を提出すること。

9 託児サービスの提供に係る委託費の支払いについて

専門校から受託機関への支払いについては、訓練修了後、受託機関からの請求に基づき支払うこととする。請求に当たっては、託児サービス利用料が分かる書類を添付すること。